

No.	質問内容	青森労働局の回答
1	<p>カスタマーハラスメント対策に係る具体的な取組例やモデル就業規則は、今後示されるのでしょうか。</p>	<p>今後、厚生労働省や青森労働局ホームページ掲載等によりお示しする予定です。もうしばらくお待ちください。</p>
2	<p>カスタマーハラスメント対策に係る就業規則を新たに整備した場合、労働基準監督署への変更届は必要でしょうか。</p>	<p>(1) 常用労働者数10人以上の事業場の場合は、労働基準法に基づく変更届が必要です。なお、常用労働者数10人未満の場合でも、改正法に基づく方針の周知等の措置は義務となります。</p> <p>(2) この機会に、各種ハラスメント対策に係る社内規則等の点検見直しをおすすめいたします。</p>